

平成29年度第1回平塚市文化財保護委員会 会議録

日 時

平成29年6月29日(木)  
午前10時から午前11時30分まで

場 所

豊原分庁舎1号館 3階会議室

出席者 11人 [傍聴人 0人]

委 員：近藤委員長、吉田(英)副委員長、曾根委員、吉田(鋼)委員、薄井委員、  
片山委員、小川委員

事務局：久保課長、若林課長代理、菅沼課長代理、上原主管

挨拶

資料確認

**1 報告事項**

**平成29年度の文化財保護事業について(資料1) 【公開】**

(委員長)

それでは、平成29年度の文化財保護事業について事務局より説明願いたい。

**【資料1に基づき、事務局より説明】**

(委員長)

平成29年度の文化財保護事業について説明があった。一部は既に実施をしている。この件に関して確認をしたいこと、質問、提言はあるか。

(委員)

2ページのIIその他各団体が活用している補助金の金額はいくらか。

(事務局)

田村ばやしと前鳥神社の祭事・太鼓はそれぞれ8万円。文楽人形は湘南座と前鳥座がそれぞれ10万円、高浜高校文楽部は4万円である。

(委員)

事業の内容を見るとイベント型が大半である。これらの催し物は文化財保護法に基づく活用ということで説明しているのだと思うが、本来的な文化財保護業務は発掘調査の狭い範囲が2件と資料整理である。こういうことでよいのかと毎回言っている。登録文化財制度を取り入れてもっと積極的に文化財の保護と市民へのPR、活用に向かってほしいと思う。「文化財保護法上これらをとっておかなければいけないのか」という議論が出ても仕方ないわけで、遺跡毎にまとまったものがあれば登録文化財にする努力をしてほしい。ルーティーンとしてのイベントをこなしているだけではないのか。地元に住み博物館にいたこともあるので苦言を呈している。

それと、指定文化財に関して定期的に点検するとか、データベースを作ってより詳細な内容を蓄積していくとかの将来残すべきことに対する事業はいっぱいある。イベントを任せられる部署は公民館もあるし、市長部局には文化活動に関する組織もあるのだから。

また、金目エコミュージアムや村井弦斎まつりの関連も文化財保護担当がやるべきか疑問がある。要は文化財への新たな価値付けと登録文化財導入への条例の改正を前向きやっていただきたい。そうすれば将来に向けての豊かな文化財活動ができるのだらうと思う。

(委員長)

今の提言に対し事務局としてはどうか

(事務局)

文化財登録制度については研究している。参考になる例を探しているところである。

(委員)

東京の豊島区に聴きに行ってみてほしい。ここでは文化財保護委員会で毎回のように登録文化財の諮問が出てくる。心配しているのは埋蔵文化財を記録保存した後の遺物の処置で、文化財保護法では心もとない。文化財保存への法的な措置を講じておかないと保管場所さえ確保できなくなる事態となりかねない。

また、無形文化財は時代の変化の中で持続が困難になっているものがたくさんあると思うが、補助金の一律助成はずっと続いているのか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

無形文化財については、自分たちが将来に向け継承するためにこういうことをやりたいという具体的な事業内容を出させ、それに対して適切な補助を行っていくのがよい。他市町で一律助成・補助金を行っていることは少ないと思う。補助金額の大小ではなく、補助金に対する姿勢と考え方の問題である。平塚市の無形文化財の補助金は費用対効果を期待できる金額ではないのだが、当事者たちが継承に向けて活動しない限り続かない。

(委員長)

確かにイベント型の事業が多いのは気になるところである。本来ここでやるべきことを絶えず考えながら文化財保護を進めてほしい。それと予算は昨年度と比べて増減はあるか。

(事務局)

説明した事業については昨年並みである。ほかに、新収蔵施設の改装や遺物の移送、記念館の外壁塗装が入っているので総額的には増えている。

(委員長)

昨年並みとの事なら市としてこれらの事業は進めていくということであろうが、その内容を検討し、文化財保護に基づく事業として進めてほしい。

(事務局)

先生方のおっしゃる通りで、今の流れは元の歴史再発見事業で行った地域の活性化事業が庁議を経て社会教育課が受け取った。イベント見直しは検討しており、弦斎まつりについても食育への意味づけにシフトしてしまっているので、団体にも話をしている。ただ、スタートした経緯や相手もある事なので見直しはなかなか難しい。補助金に関しても必要性の検討の中で整理をしていきたいと思っている。

(委員長)

では次に8ページの資料整理について、今まで平塚市遺跡調査会が担ってきた埋蔵文化財整理業務を教育委員会が直接実施していることによる問題はあるか。

(事務局)

昨年末に遺跡調査会が解散した後も、文化財保護担当で同様な整理業務体制をとることができた。引き続き実施できている。

(委員長)

順調に進んでいけばよい。よろしくお願ひしたい。他に何か。

(委員)

大神の旧白寿荘を改修して利用する文化財倉庫については、何を改修するのか。

(事務局)

大きな改修は大広間の畳を取り払いコンクリートにするなど収蔵に適する様に改修する。また、小部屋に分かれているのでできるだけ壁を取り除き、不要な機械類も取り除いて広く使えるようにする。

(委員)

空調はあるのか。

(事務局)

空調は取り外すことになる。

(委員)

空調は必要ではないのか。

(事務局)

出土遺物のうち、鉄製品などの劣化が心配される遺物は寺田縄の埋蔵文化財調査事務所で保管する。大神には基本的に金目倉庫の土器・石器等を保管することになるので空調は取り外すこととした。

(委員)

遺物の収蔵について博物館との業務連携は出来ないのか。たとえば博物館に収蔵してもらうことはできないか。

(事務局)

博物館も収蔵場所がなく外部に倉庫を建て保存しているような状態である。

(委員)

だからこそ、所蔵資料を指定・登録文化財にする意味がある。きちんとした収蔵施設が

必要だといっても保管に対して説得力が無い。

(副委員長)

「ここがいっぱいだから次」ということではいけない。

(委員)

博物館法でも収蔵資料を未来に受け継がなければならないという法的根拠がない。現時点では、人間が作り上げてきた文化遺産とか自然環境を示す様々なものを将来に受け継ぐことを規定している法律は文化財保護法だけである。文化庁でも博物館法とうまくつなげようとしたができなかった。組織的な理由で国も法的に整理できなかったのも、せめて地方自治体で条例整備をして収蔵施設が必要な根拠づけをきちんと示していかなければならない。博物館資料も同様である。平塚市は文化財関係の職員が多くいるにもかかわらずこの点について消極的である。

(副委員長)

平塚市教育委員会が行う資料整備について、以前は文化財調査報告書が定期的に出ていたが最近出てない。どうなっているのか。

(事務局)

資料整理ということで報告書の元は作っているが、印刷製本費が予算化できない。

(副委員長)

では、ある時期からずっと出ていないのか。調査報告書刊行は文化財保護の基本である。

(委員)

市民への広報活動の一環として予算を付けられないか。

(事務局)

例えば平塚市史についても刊行の予算がつかなかった。今年度やっと寺院関係が刊行できるようになった。本としての刊行は市財政から疑問が出されている。文化財保護担当でも今年度は遺物の移送や記念館の外壁塗装も行うため報告書刊行との優先順位を付けなくてはならなかった。

(副委員長)

そうだとしたら、先ほどの委員がおっしゃっていた本来の文化財の仕事で何が必要かと考えると、イベントに力を入れるよりも年間事業の基本を押さえた上で文化財の調査をして、文化財指定をきちっと記録しておくことが必要である。

(事務局)

本来的にはそれが望ましいのは承知している。

(委員長)

基本的な文化財保護業務を財政担当者へ訴え続けることが必要で、資料整理が纏まった段階で市民に周知する本来の務めを果たしてほしいと諮問委員会として強く要望する。他には何か。

(委員)

個々のイベントに文化財保護担当としてどの程度のかかわりを持つべきなのか。たとえば、金目エコミュージアムは組織的にしっかりしている。その上で文化財保護担当がどこまでかかわるのかを見直してほしい。

(事務局)

本来エコミュージアムは県単位ほどの大きな範囲の中で活動するものようである。活動の中心となるコアセンターやサイトなどの整備でひと段落するものだと思う。現在、金目エコミュージアムもイベント活動にシフトしている。金目エコミュージアムの会議でも意見はしているが、財政的に弱い部分もありもうしばらく関わっていくこととなる。

(委員)

エコミュージアムなどの地域活動を支援する部局は市長部局にないのだろうか。公民館はどうか。

(事務局)

公民館とのタイアップはしている。

(委員)

それならば公民館事業でよいのではないか。文化財保護で担当するのとはちょっと違うような気がする。

(委員長)

今回、意見が出たことについて来年に向けて課題を整理してほしい。それと、データの蓄積・集積で気になっていたのは、かつて実施していた文化財パトロールのようなシステムで、指定文化財について恒常的に経年的な変化を把握してほしい。文化財保護に関する監督・監視するシステムが必要である。

(事務局)

元は予算措置もあり、文化財パトロールを実施していた。現在はやっていない。

(委員)

予算が問題なら、職員が実施すればよい。また、県の文化財担当者会議で議題として挙げるなど、市町村共通の課題として認識してほしい。

(委員長)

では議題1はここまでにして、何かあれば議題3その他のところをお願いする。

## 2 協議事項

平成29年度の文化財指定等について(資料2) 【非公開】

## 3 その他 【公開】

(事務局)

今年の9月30日までが委員の任期であり、引き続き委員を引き受けていただけるかど

うかお伺いしたい。

(委員長)

では委員の継続については、それぞれで事務局へ連絡してください。

(事務局)

次回は 11 月ごろになる。本日は貴重なご意見をありがとうございました。課題は持ち帰り検討する。

以 上